

第 7 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(下越森林計画区)

計 画 期 間	自	令和 7 年 4 月 1 日
	至	令和 12 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施策や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

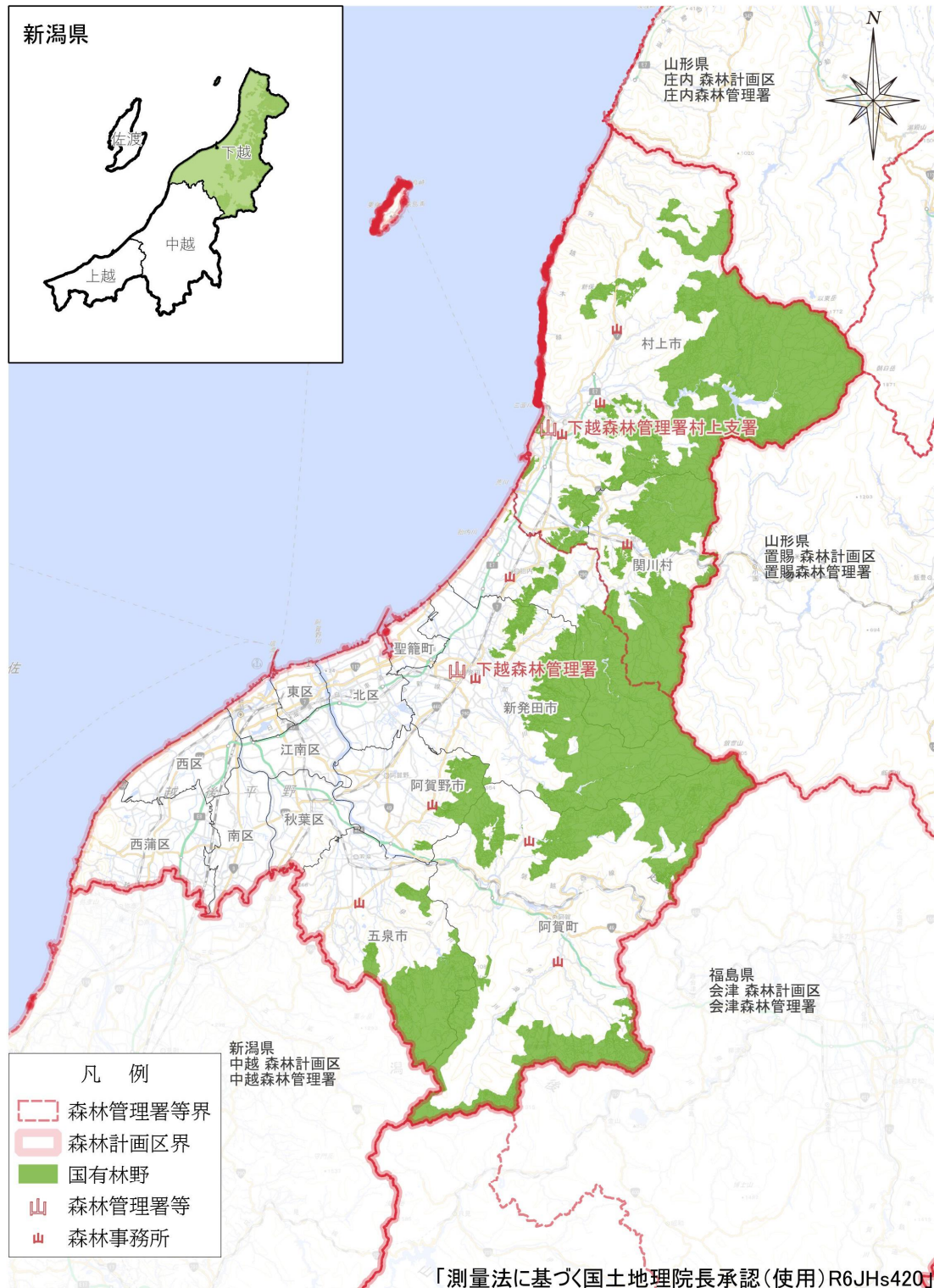
国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後5年間の下越森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を本計画で明らかにするとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、本計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

下越森林計画区の国有林野位置図



目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
(ア) 伐採量	4
(イ) 更新量	4
③ 持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	5
イ 森林生態系の生産力の維持	5
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	5
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	6
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	6
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	7
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
① 機能類型ごとの管理経営の方向	11
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	13
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	13
(イ) 気象害防備エリア	13
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	13
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプ に関する事項	13
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプ に関する事項	14
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	14
② 地域ごとの機能類型の方向	15
ア 三面川・荒川地域	15
イ 胎内川・加治川地域	17
ウ 阿賀野川地域	18
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	21
① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	21
② 林業事業体・林業経営体の育成	21
③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	22
④ 森林・林業技術者等の育成支援	22
(4) 主要事業の実施に関する事項	23
① 伐採総量	23
② 更新総量	23

③ 保育総量	23
④ 林道等の開設及び改良の総量	23
(5) その他必要な事項	23
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	24
(1) 巡視に関する事項	24
① 林野火災防止等の森林保全管理	24
② 境界の保全管理	24
③ 入林マナーの普及・啓発	24
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	24
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	25
① 保護林	25
② 緑の回廊	25
(4) その他必要な事項	25
① 野生動物等による被害に関する事項	25
② 希少猛禽類の生息に関する事項	25
③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項	26
④ その他	26
3 林産物の供給に関する事項	27
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	27
(2) その他必要な事項	27
4 国有林野の活用に関する事項	28
(1) 国有林野の活用の推進方針	28
(2) 国有林野の活用の具体的手法	28
(3) その他必要な事項	28
5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針	29
6 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項	29
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	29
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	29
(3) その他必要な事項	29
7 国民の参加による森林の整備に関する事項	30
(1) 国民参加の森林づくりに関する事項	30
① ふれあいの森	30
② 社会貢献の森	30
③ 多様な活動の森	31
(2) 分収林に関する事項	31
(3) その他必要な事項	33

8	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	32
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	32
①	林業技術の開発	32
②	林業技術の指導・普及	32
(2)	地域の振興に関する事項	32
(3)	その他必要な事項	33
	森林の管理経営の指針	別冊

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、新潟県の北部に位置し阿賀野川広域流域に属する下越森林計画区内の国有林野約 146 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 48%を占めている。

当計画区の主要河川は、朝日山系を集水域とする^{みおもてがわ}三面川、^{いいでさん}荒川、飯豊山系を源流とする胎内川や加治川、福島県の会津地方を源流とする阿賀野川が西流し、日本海に注いでいる。国有林野は、これら河川の水源地域に広範囲に分布していることから、国有林野の 84%を水源かん養保安林に指定し、適切な森林整備を実施し水源涵養機能の維持・保全に努めている。国有林野を始め広範囲に分布している森林地帯は、下越地方の生活用水や工業・農業用水等を育む重要な水源地となっている。

また、日本海沿岸の海岸林は、アカマツ、クロマツで構成されており防風保安林、飛砂防備保安林及び保健保安林に指定し、適切な森林整備に努め地域住民の生活環境の保全を果たす重要な役割を担っていると同時に、安らぎと憩いの場としても利用されている。

奥地山岳地帯は、本格的な登山の場所として利用されているほか、都市近郊の森林は、スキー場等の施設も整備されており、森林レクリエーション利用や保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

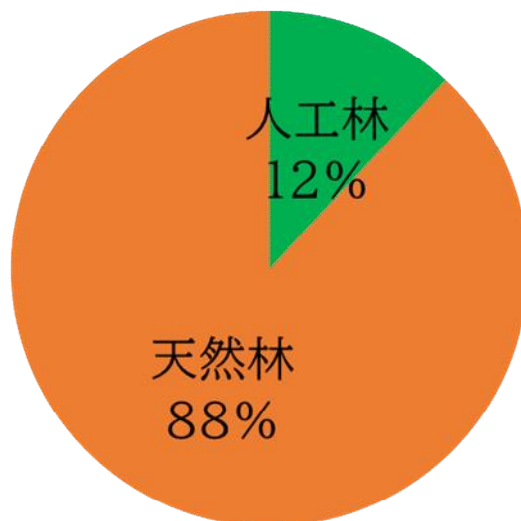
当計画区は、優れた自然の風景地を各所に有していることから、国有林野の 49%が自然公園に指定されており、「磐梯朝日国立公園」を始め「瀬波笹川流れ栗島」、^{ばんだいあさひ}「胎内二王子」、^{たいないにのうじ}「五頭連峰」、^{ごずれんぼう}「阿賀野川ライン」、^{おくはやであわすもん}「奥早出栗守門」の各県立自然公園があり、その保護と利用の両立が図られている。

林況は、ブナやミズナラなどを中心とした天然林の面積が 88%を占め、12%がスギを主とする人工林である。また、山形県境の朝日山地や飯豊山地では、急峻な地形と多雪の影響を受けなだれ発生地が多く、高木性の樹木が生育できずミヤマナラ等の低木林や草地となっており、43 千 ha が岩石地に区分されている。

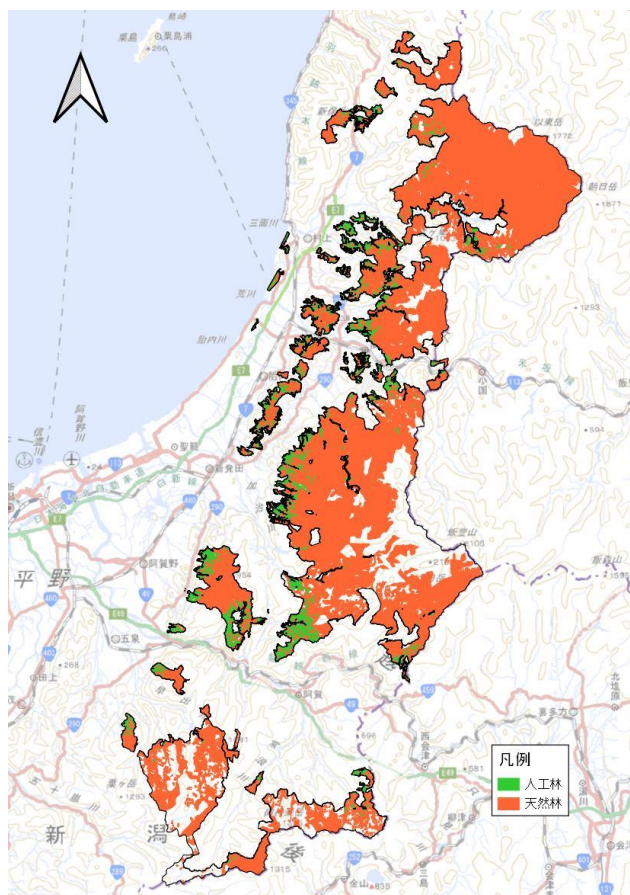
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（令和6年3月31日時点）は、スギを主とする人工林が12%（約12千ha）、ブナ、ナラ類を主とする天然林が88%（約89千ha）となっている。（図－1、図－2参照）



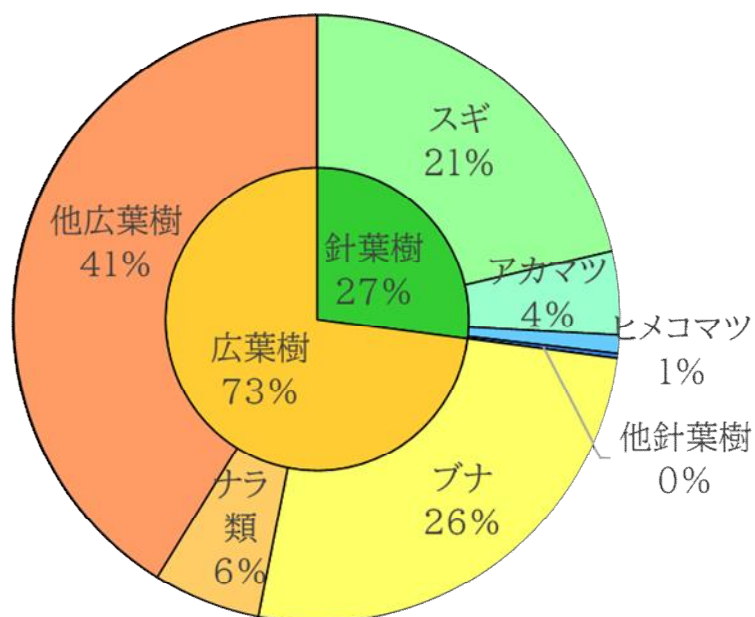
図－1 人工林、天然林の区分（面積割合）



図－2 人工林、天然林の分布状況

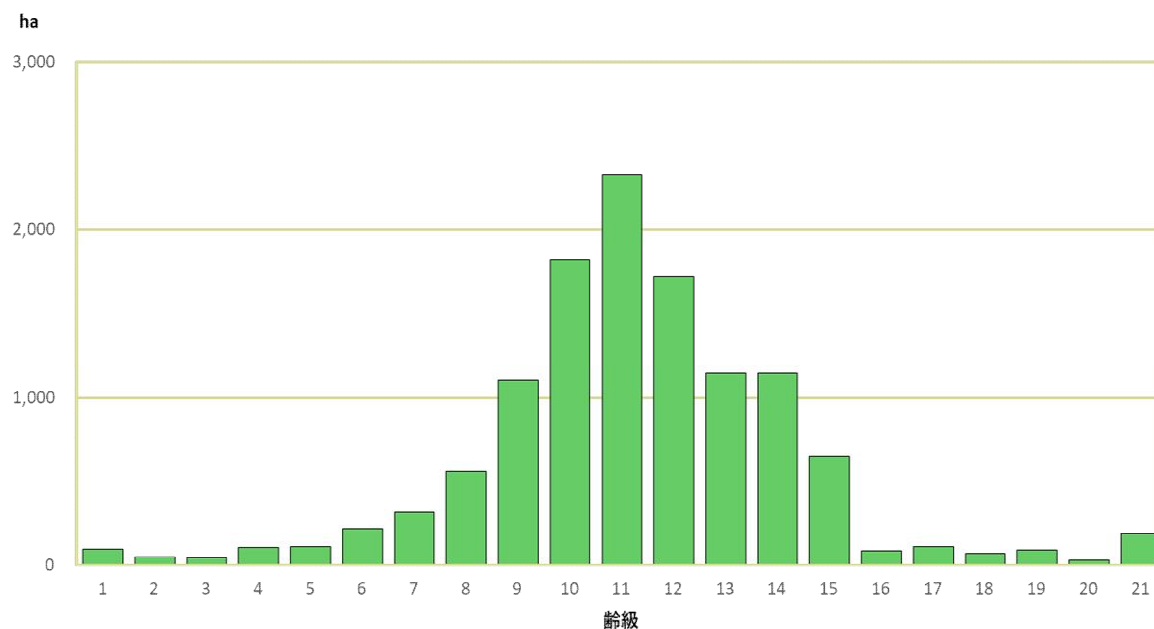
（※）本図は国土地理院タイルを加工して作成（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ 2,766 千 m^3 、アカマツ 580 千 m^3 、広葉樹ではブナ 3,376 千 m^3 、ナラ類 743 千 m^3 となっている。（図－3 参照）



図－3 主な樹種構成（材積割合）

人工林の齢級構成について見ると、1～4 齢級の若齢林分が 3 %、間伐適期である 5～8 齢級が 10%、利用期を迎えた 9 齢級以上が 87%となっている。（図－4 参照）



図－4 人工林の齢級構成

イ 主要施策に関する評価

第6次地域管理経営計画（令和2年度～令和6年度）における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている（令和6年度は、実行予定を計上した）。

（ア）伐採量

令和4年8月の集中豪雨により林道等が被災したことから事業の実行を一部見合わせたため、計画量に対して主伐は56%（材積）、間伐は73%（材積）の実行であった。

（単位：m³）

区 分	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	148,551	197,563 (2,647)	83,605	143,836 (1,257)

- （注） 1 間伐欄の（ ）は、間伐面積（ha）。
2 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

（イ）更新量

人工造林については、令和4年8月の集中豪雨により林道等が被災したことから、主伐の実行を見合わせたため、計画量に対して35%の実行であった。

天然更新については、これまで更新未了としていた林分の更新完了が確認できたことから、計画量を上回った。

（単位：ha）

区 分	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	243	0	84	6

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、「国民の森林^{もり}」として、公益重視の管理経営を一層推進し、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組むとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進める。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む。また、希少な野生生物が生育・生息する森林を適切に保護するほか、森林施業等を行う場合には、森林生態系に対し急激な変化を与えないよう十分配慮する。

特に、適切な間伐実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置、里山等の整備、野生生物の生育・生息地や溪畔周辺の保全・復元など生物多様性の維持・向上に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所分散と伐期の長期化の組合せによる森林のモザイク的配置
- ・ 保護林及び緑の回廊の適切な維持・管理、モニタリング調査の実施
- ・ 希少猛禽類生息地における森林施業の配慮、モニタリング調査の実施
- ・ 溪畔林の保全・育成

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等による適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うことにより、公益的機能の発揮と両立した木材の供給を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 計画的に造林、間伐等の森林整備を推進
- ・ 主伐後の確実な再造林又は天然力を活用した更新
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や森林病虫害による被害の防止、林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 森林病虫害や野生鳥獣等による森林被害の早期発見のための巡視
- ・ お幕場、乙地区など地域に密着した親しみのあるマツ林の保全のため、松くい虫防除対策の継続実施
- ・ 瀬波地区の松くい虫被害により激減したマツ林の復活を推進
- ・ カシノナガキクイムシによるナラ枯れに対する被害対策
- ・ ツキノワグマによる剥皮被害や食害に対する被害対策
- ・ 林野火災を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

土壌の侵食防止、森林が育む水源の涵養のための森林整備、台風等により被害を受けた森林の復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全・整備を行う。

また、伐採に当たっては伐採跡地が連続することがないように留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及びモザイク的配置に配慮するとともに、裸地状態となる期間の短縮や、尾根筋・沢沿い等に保護樹帯の設定を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・ 溪畔周辺、急斜地等における皆伐の回避及び効果的な保護樹帯の設定
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐と再造林による森林資源の若返りを推進
- ・ 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ 特定母樹等から育成された優良種苗の導入
- ・ 安定供給システム販売等による計画的な木材の供給

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「レクリエーションの森」の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 花粉発生源対策に資する苗木への切り替え、スギ以外の樹種への転換など、花粉

の少ない森林づくりの推進

- ・ 森林環境教育の推進
- ・ 新たに開発された森林管理技術等を普及するための現地検討会等の開催

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林^{もり}」として、公益重視の管理経営を一層推進するため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ等を活用した情報発信の充実

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的・安定的な供給、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の管理経営の一層の推進	【森林吸収源対策の推進】 ・二酸化炭素の吸収量を確保するため、間伐等による適切な森林整備や木材利用等を推進する。 特に、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の熟成に伴う主伐面積の増加が見込まれる中、効率的かつ効果的な再生林手法の導入、普及等に取り組む。 【花粉発生源対策】 ・花粉の少ない森林づくりを加速化することとし、スギの苗木を植栽する際は、新潟県の育種場で採取された苗木の生産状況に応じ、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等）とする。また、スギ以外の樹種へ転換することが可能な場合には、樹種転換を積極的に進める。 ・新潟県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を中心に花粉発生源となっているスギ林において、伐採、植替えを促進する。 【生物多様性の保全】 ・「越後山脈生物群集保護林」等を始めとする保護林については、計画的にモニタリング調査を実施し、現況を把握の上、適切な保護を図る また、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」及び「緑の回廊越後線」については、良好な自然環境を維持するため、モニタリング調査を実施し、現況を把握の上、必要に応じて適切な整備等を実施する。 ・天然力を活用し針広混交林に誘導することが可能な人工林は、育成複層林施業を推進する。 ・溪畔周辺の人工林の間伐等に当たっては、溪畔周辺に本来あるべき樹種が健全に生育するよう配慮する。 【森林病虫害対策及び鳥獣被害防止対策】 ・松くい虫やカシノナガキクイムシ等による松枯れやナラ枯れ被害対策とまん延防止対策を実施。 ・森林の巡視を強化し、野生鳥獣の生息状況や被害箇所の早期発見に努め、初期段階で適切な対策を講ずる。

	特に、ツキノワグマによる剥皮被害が発生していることから、巡視を強化し、必要に応じ剥皮防止対策を講ずる。 また、ニホンジカについては、センサーカメラの設置等により、生息状況の早期把握と情報収集に努めるとともに、各地域の鳥獣被害対策関係協議会を活用し、地方公共団体など関係機関との情報交換を行い、ニホンジカに関する情報収集や共有にも努める。 【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 ・人家や公共施設等の保全対象に近接し、山地災害の危険が高い箇所及び台風等により被害を受けた森林等について、溪間工、山腹工、地すべり防止工及び保安林整備を計画し、着実に実施する。
森林・林業施策全体の推進への貢献	【木材の安定供給】 ・スギを始めとした木材資源を計画的かつ安定的に供給するため、林道・林業専用道を計画的に開設・改良するとともに、丈夫で壊れにくい森林作業道の作設及び高性能林業機械の活用等による低コストで高効率な木材生産を推進する。 また、急傾斜地等で路網整備が困難な地区において森林施業を実施するときは、林地保全を優先し架線集材も活用した施業を行う。 ・「安定供給システム販売」を活用し、川下の製材工場等のニーズに応じて国有林材を計画的かつ安定的に供給する体制を整備する。あわせて再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用等、地域から要請される木材需要に貢献する。 【低コスト施業の推進】 ・間伐は、原則として列状間伐とする。 ・造林、保育の低コスト化や生産性向上の推進や、林業労働力不足へ対応する観点から、低密度植栽、雑草木の繁茂状況に応じた下刈回数の低減、コンテナ苗及び特定母樹等から育成された優良種苗の導入を推進する。 ・再造林に当たっては、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う「一貫作業システム」を推進する。 ・低コスト・省力化施業実施後の検証を行うとともに、得られた知見及び手法について民有林関係者等への普及を図るため現地検討会等を開催する。 【社会経済情勢を踏まえた森林施業等の取組】 ・森林経営管理制度の定着に向け、伐採等を林業経営体に委託する場合、意欲と能力のある林業経営体に受注機会の拡大を図るとともに、技術力の向上等のための各種現地検討会等を通じて、その育成に努める。 ・レーザ計測機器・ドローン等を活用したＩＣＴ（情報通信技術）を、林況

	把握等の森林調査や災害発生時の迅速な状況把握などに積極的に利用し、各種業務の省力化に取り組む。 【民国連携による効率的な森林整備等の推進】 ・森林共同施業団地の設定や公益的機能維持増進協定の締結により、民有林と国有林が連携した効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進する。 ・民有林と国有林が連携した木材の安定供給システム販売を推進する。 ・新潟県の森林総合監理士（フォレスター）等と連携し、市町村森林整備計画の作成や実行監理を支援するなど、民有林行政を積極的に支援する。
国民の森林と としての管理経 営	【国民参加の森林づくり】 ・「ふれあいの森」等において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進する。 また、活動記録などを森林管理署ホームページ等で公表し、広報活動を強化する。 【森林とのふれあい】 ・自然休養林等の「レクリエーションの森」については、広報活動等を通じて周知するなど、森林レクリエーションの場として利用を促進する。 ・レクリエーションの森内の歩道や施設周辺において、枯れ木や枯れ枝の除去に努める。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

当森林計画区の国有林野は、奥地脊梁山脈や地域の水源地帯に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、当森林計画区の自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

あわせて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。

森林の取扱いについては、人工林の半数以上が 50 年生を超えて本格的な利用期を迎えているという状況を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮する。

具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化(長伐期化)、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備(複層林化)、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業(針広混交林化)を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林のふれあいの場の提供、森林景観保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

また、猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、猛禽類等の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関す

る検討委員会」に諮るなど、森林施業等を行う場合の留意点等について専門家から意見を聴取し、その意見を踏まえて適切に対応する。

なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型区分と公益的機能別施業森林との関係については、表－１のとおりである。

表－１ 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 （立地条件により除外する場合もある）
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 （立地条件により区分する場合もある）
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 （立地条件により区分する場合もある）
快適環境形成タイプ		・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 （立地条件により除外する場合もある）
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林 （分収林については、契約に基づく取扱いを行う）

表－１に用いた略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命、施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行う。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととし、特に、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然生林を主体とした森林生態系としてのまとまりを持つ区域や、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林に設定して保護・管理を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

「森林空間利用タイプ」については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うこととし、具体的には、景観の向上や森林レクリエーションとしての利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進めることとする。特に、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定し、その利用を推進する。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

「快適環境形成タイプ」については、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努める。

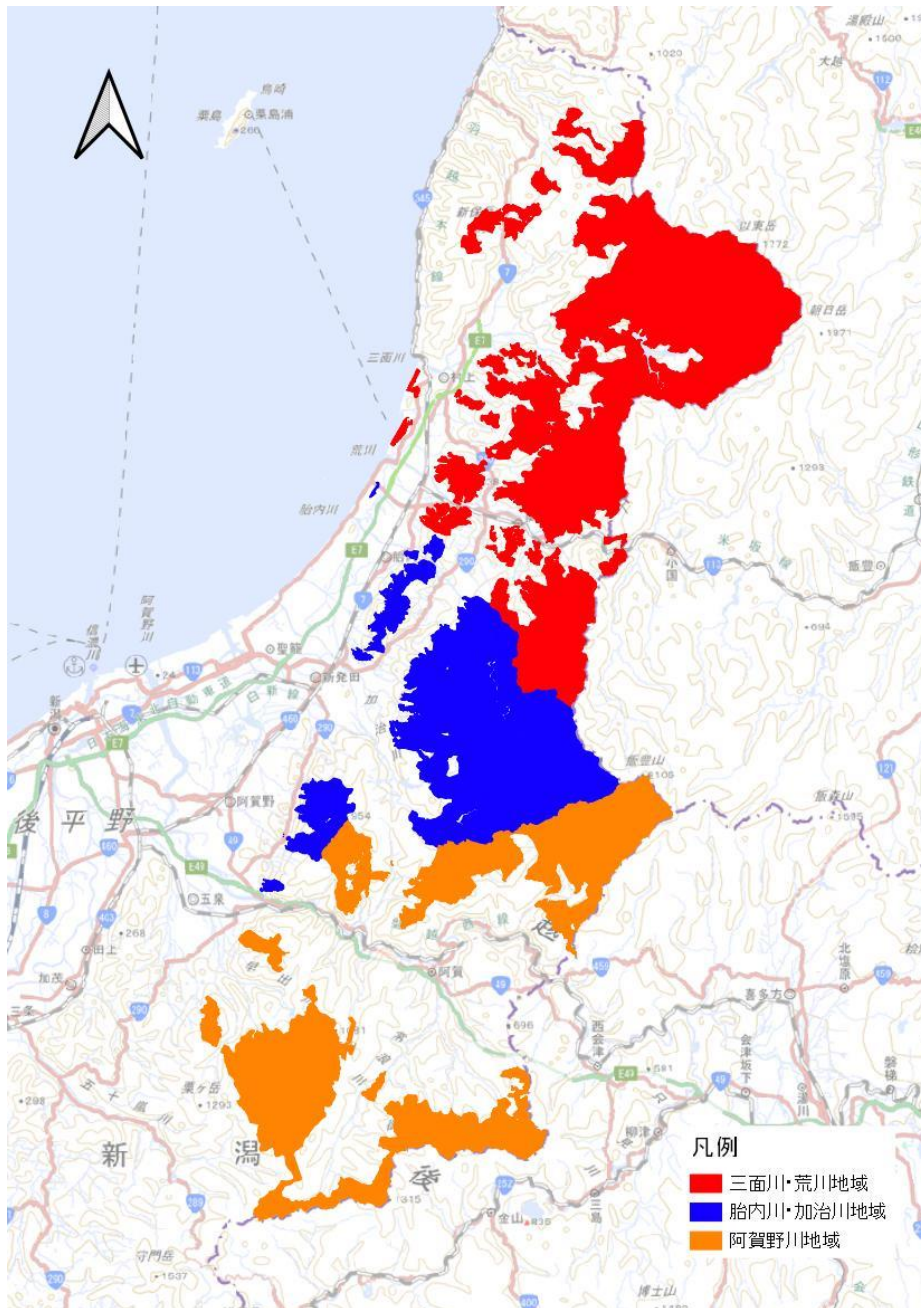
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

「水源涵養タイプ」については、流域の特性や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層で構成される森林等に誘導することとし、その機能を維持・増進するために必要な管理経営を行うとともに、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

ア～オの機能類型に応じた管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、三面川・荒川地域、胎内川・加治川地域、阿賀野川地域の3地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。（図－5 参照）



(※) 本図は国土地理院タイルを加工して作成 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

図－5 下越森林計画区の地域別図

ア 三面川・荒川地域（村上支署：1001～1425 林班）

当地域は、当計画区の北部に位置し、北部から東部にかけては山形県境に接し、西部は日本海に面しており、東部の山形県境を成す朝日山地を源流とし、荒川、三面川を始め大小の河川が西流し日本海に注いでいる。

(ア) 東部の朝日山地一帯は、標高約 200m～1,800mと標高差が大きく、植生は低標高域のコナラを主体とした森林から標高が高くなるに従い原生的なブナ、ミズナラ等の天然生林が優先しているが、なだれ発生地ではブナ等高木性の樹種が生育できずミヤマナラ等の低木類の植物群落が形成され、変化に富んだ森林生態系として極めて貴重な森林であり、「鈴ヶ滝」、「鳴海山」の各県立自然環境保全地域に指定されているとともに、「朝日山地森林生態系保護地域」に設定し、その維持・保全に努めていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(イ) 村上市北部の旧山北町を中心とする岩船地区は、北部の中小河川の水源地域となっており、下流域の水道用水や農業用水等の供給源として重要な森林地帯が広がり、適切な森林整備を実施し水源涵養機能の維持・保全に努めていることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

なお、標高は低いがなだれの影響などを受け、更新困難地と判断された箇所は、自然の推移に委ねる管理が得策であることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(ウ) 南東部の荒川中流地区は、昭和 42 年 8 月の羽越水害及び令和 4 年 8 月の新潟県北部豪雨によって大きな被害が発生した地域であり、土砂流出防備保安林に指定し森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止対策等を行っていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。なお、荒川下流域の小岩内を代表とする平林地区、貝附を代表とする上保内地区は、令和 4 年 8 月の豪雨によって大きな被害を受けており、治山事業による復旧を継続する。

また、東部の「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」や更新困難地は、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

上記の区分以外の森林は、女川、沼川、大石川等の水源地域となっており、下流域の水道用水や農業用水等の供給源として重要な森林地帯が広がり、適切な森林整備を実施し水源涵養機能の維持・保全に努めていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(エ) 中央部の三面川中流地区は、三面川及びその支流の水源地域となっており、下流域の水道用水や農業用水等の供給源として重要な森林地帯が広がり、適切な森林整備を実施し水源涵養機能の維持・保全に努めていることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、村上市の市街地東方の山屋・坪根地区は、工場が立地しているが、地域住民の生活圏も近いことから、快適環境形成タイプに区分し、生活環境の保全機能の発揮を重視した管理経営を行う。

なお、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は山地災害防止タイプに、更新困難地は自然維持タイプに区分し、それぞれの機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(オ) 村上市街地西部の海岸林は、市民の生活環境を保全するため、保健保安林及び防風保安林に指定し、適切な森林整備の実施に努めていることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能に加え生活環境保全機能の発揮を重視した管理経営を行う。

なお、松くい虫による被害状況は、毎年の薬剤散布等の効果により小康状態ではあるが、瀬波温泉周辺のマツ林が激害を受けた経験もあり、関係機関と連携し今後も薬剤散布等による被害防止対策を継続する。

イ 胎内川・加治川地域（下越森林管理署：1林班～121林班）

当地域は、当計画区の中央部に位置し、東部は山形県に接しており、飯豊連峰を源流とした胎内川、加治川を始め中小河川が西流し日本海に注いでいる。

(ア) 東部の飯豊連峰周辺地区は、急峻な山岳と緩やかな稜線で形成され、山地帯はブナを主体とする原生的な天然生林が優先しており、稜線部には高山植物が広がるお花畑など貴重な森林生態系を有していることから、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定している。また、南部のまないたくらやま 俎倉山周辺は、良好な自然環境を有していることから「俎倉山自然環境保全地域」に指定されているとともに、「俎倉山スギ」及び「赤谷山スギ遺伝資源」を希少個体群保護林に設定し、適切に維持・保存に努めていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は、山地災害防止タイプに区分し山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(イ) 北東部の胎内川中流地区は、昭和42年8月の羽越水害で大きな被害が発生し

た地域であり、土砂流出防備保安林に指定し森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、源流域は、ブナを始めとした原生的な天然生林が広がっており、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」の設定や、更新困難地であることから、自然の推移に委ねた維持・保全に努めていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(ウ) 胎内市街地東部に北東から南西に複雑な地形を呈し細長く連なる^{くしがた}櫛形山脈は、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所が多いことから、主に山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、櫛形山脈の中央部には日本産の桜が数種、1つの山の斜面で集中して見られ標高によって種類が違い、山頂付近にオオヤマザクラ、中腹以下にカスミザクラ、山裾にオクチョウジザクラが主に分布する貴重な森林であることから、昭和9年に「^{とちだいら}椽平サクラ樹林」として天然記念物に指定され適切に維持・保全に努めていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

さらに、「椽平サクラ樹林」の下流域は、森林空間利用タイプに区分し、ふれあいの森を設定していることから、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

これら以外の森林は水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(エ) 南部の五頭山周辺地区は、山腹から稜線付近はブナやミズナラ等の天然生林が優先し、中腹以下はコナラ等の広葉樹二次林が多く、優れた自然景観を呈しており、「五頭連峰県立自然公園」に指定されているとともに、「五頭自然休養林」に選定し、山麓にはキャンプ場や歩道、園地等の施設が整備され、登山等の野外スポーツの場として多くの人々に利用されていることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は、山地災害防止タイプに、自然の推移に委ねる森林は自然維持タイプに、これら以外の水源地帯の森林は水源涵養タイプに区分し、それぞれの機能の発揮を重視した管理経営を行う。

ウ 阿賀野川地域（下越森林管理署：201～315 林班、320～325 林班）

当地域は、当計画区の南部に位置し、東部及び南部は福島県に、西部は中越森

林計画区に接している。北部は、胎内川・加治川地域との境を成す飯豊連峰の支尾根が南西方向に伸び、飯豊山から御西岳、大日岳を経て俎倉山に至り、新谷川支流の綱木川に落ち込んでいるとともに、五頭山東面一帯に当たる。西部は、中越森林計画区に接し、北部の白山から青里岳、矢筈岳を経て中の又山に至る稜線で区切られている。東部と南部は、福島県境を形成する稜線により区切られている。中央部には福島県の会津地方を源流とする阿賀川が会津地方の各支流を集め流下し、新潟県に入ると阿賀野川と名称変更され、実川、早出川、中の沢川、新谷川などの中小河川が合流し、西流の後日本海に注いでいる。

(ア) 北東部の実川上流地区は、深く刻まれたV字谷やお花畑が広がる起伏の緩やかな稜線など変化に富んだ地形が顕著に見られ、「磐梯朝日国立公園」特別保護地区に指定されているほか、胎内川・加治川地域から連続するブナを主体とする原生的な天然生林を「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定し、適切に維持・保全に努めていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(イ) 南東部から南部にかけての越後山脈地区は、目指岳、御神楽岳、本名御神楽岳、笠倉山及び日尊の倉山などの名山が連なり、その周辺は、ブナ、トチノキ、天然スギ等日本海側の多雪地域を代表する原生的な天然生林を「越後山脈生物群集保護林」に設定しているほか、目指岳周辺にはコウヤマキが隔離分布している自生地^{おおくそう}の北限として知られ、「目指岳コウヤマキ遺伝資源」や「大久蔵トチノキ遺伝資源」を希少個体群保護林に設定し、適切に維持・保全に努めていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(ウ) 南西部の早出川上流地区は、全般的に急峻な地形に伴うなだれ等の影響により基盤が露出した岩石地や豪雪地域特有のなだれ植生地が多く、土砂流出防備保安林や特に早出川ダム上流域を始め、地形が急峻で土砂流出・崩壊等のおそれが高い箇所は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、早出川及び早出川左岸支流の杉川の源流域は、地形、土壌、積雪や雪崩の影響を受け、ほぼ全域が更新困難地と判断されており、自然の推移に委ねた管理が得策と認められることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維

持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(エ) 早出川右岸支流の新江川上流の菅名岳^{すがなだけ}周辺地区は、ブナ・ユキツバキ群集等雪国特有の天然生林が広がり、市民の自然探勝や自然観察等の場であり、郷土の自然豊かな森として親しまれていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(オ) 当地域のうち、上記（ア）～（エ）に区分した以外の森林は、各河川の集水区域に広がっているため、下流域の水道用水や農業用水等を育む重要な森林地帯であることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(3) 森林・林業施策全体への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、新潟県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定し、民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けて特定苗木等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測機器やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業経営体の育成に取り組む。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する現地検討会等への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、新潟県と連携し

て市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学や専門学校等の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた取組に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、保育及び林道等の開設・改良に関する計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、林業経営体等に発注していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体等の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施や労働災害の防止に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計画量	162,366	227,933 (2,732)	62,000	452,299

(注) 間伐欄の()は、間伐面積(ha)。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計画量	391	5	396

(注) 四捨五入の関係で計は一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐
計画量	886	58	88

④ 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道	12	10,260	81	7,196
うち林業専用道	12	10,260	6	330

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 林野火災防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて林内が乾燥し、新緑の時季は山菜採りやハイカー等の入山者が多くなることから、林野火災発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。

② 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、海岸地域から中山間部から山岳地帯にかけて位置しており、急峻な地形が多く雪崩等により境界標識が亡失するおそれが高い箇所や、農地と隣接している箇所など、様々な環境下にあることから、今後とも巡検等に努めるなど、境界の適切な保全・管理を実施することとする。

③ 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、溪谷及び豊かな森林等優れた自然環境に恵まれており、近年の登山、トレッキングや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にある。また近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害及びナラ枯れ被害については、民有林関係者と連携を図りつつ、早期発見、まん延防止に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、全体として小康状態ではあるが、近年増加傾向にあり、被害防止の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、伐倒した被害木の薬剤処理等を実施するなど、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策を継続していくこととする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が依然として発生していることから、発生状況等について民有林関係者と情報共有を行い、民有林と連携した防除対策を講じることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区では森林生態系保護地域を2か所(37,628ha)、生物群集保護林を1か所(2,009ha)、希少個体群保護林を6か所(189ha)設定しており、計画的なモニタリング調査により保護林の現況を的確に把握するとともに、保護林の概況等に関して積極的に情報発信しつつ、適切な保全・管理に努める。

なお、保護林の取扱いについては、別冊「森林の管理経営の指針」による。

② 緑の回廊

緑の回廊は、野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的として設定しているものである。

当計画区では緑の回廊を2か所(10,174ha)設定し、モニタリング調査による現況調査を適確に行うとともに、野生生物の移動経路の確保など、緑の回廊としての果たるべき役割を発揮するのにふさわしい森林を維持するなど、適切な管理・保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

① 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林野においては、ニホンジカによる被害は確認されていないが、ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している。

ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、巡視を強化し、被害発生箇所の分布状況の把握に努め、剥皮防止対策を講ずるとともに、地方公共団体など関係機関と被害の分布状況や捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

ニホンジカについては生息が確認されており、センサーカメラによるモニタリング調査により生息状況の変化を把握するとともに、巡視を強化し、被害の早期把握に努める。被害が確認された場合は、地方公共団体など関係機関と連携して、捕獲又は防護柵等による植栽木の被害防止対策を推進する。

なお、防護柵の設置に当たっては設置コストの抑制に努める。

② 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息地等の具体的な情報について

は、職員による調査、既存の調査結果の収集、専門家や地元自然保護団体等からの情報提供を受けるなど生息状況の把握に努めるとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、希少猛禽類の保護と森林施業等との両立に取り組む。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺で希少猛禽類の繁殖の可能性が高いと認められる場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮り、事業実行に当たっての留意点等について意見聴取し、適切に対応する。

③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項

溪流沿いや湖沼の周囲等の溪畔周辺については、水域から陸域へ推移する移行帯に成立する植生で構成され、源流から中・下流域を経て海岸に至るなど連続的なネットワークを形成していることから、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献している。

森林をはじめとする溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等の場として、生物多様性の保全及び公益的機能の発揮上重要な役割を担っているため、溪畔周辺に本来成立すべき植生の復元はもとより、森林整備等の実施において溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう努める。

また、溪畔周辺における森林施業や保全・管理の計画については、樹種構成、下層植生の状況、水面上方の林冠のうっ閉状態、希少な野生動植物の生育・生息の状況、林地の崩壊及び土砂の流出状況等の把握に努めるとともに、更新、保育、伐採等において、同一小班内の取扱いと異なるものとして区分して取り扱うことが必要な場合は、保護樹帯に区画することも検討する。

④ その他

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取組については、地方公共団体など関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林資源は、利用可能なスギ等の人工林の資源が充実しており、公益重視の管理経営を推進する中で機能類型区分に応じた適切な森林施業を実施するとともに、その結果得られる木材については、二酸化炭素の固定や地域の木材産業の活性化に貢献するため、安定供給に努める。

また、当計画区では、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「安定供給システム販売」を推進するとともに、委託販売や山元公売等により地域材の計画的・安定的な供給に寄与するよう一層努める。

さらに、これまで林地残材として放置していた端材等についても、木質バイオマス発電所等の燃料として利用されていることから、多段階での木材利用の推進に取り組む。

(2) その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において木材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体など関係機関と木材需給についての情報交換を進め、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への木材の利用促進を図ることとする。

特に、河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は東部に位置する朝日連峰、飯豊連峰や五頭連峰等の山岳地帯と北部に位置する瀬波温泉や笹川流れ等の海岸線、中部に位置する阿賀野川ラインなど優れた自然景観をもった観光地である。また、鉄道や高速道路網などの整備も進んでおり、都市近郊にあっては、スキー場等のウインタースポーツ施設も設置され、森林レクリエーションの利用や保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

これらの自然環境を活用した観光産業は、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林野の優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進する。

また、自然とのふれあい、教育、文化、保健休養などの場として、国有林野に対する多様な要望に応じていくこととし、特に、「レクリエーションの森」は国民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点であり、地方公共団体等と連携して安全性の高い施設や森林の整備を推進し、各種情報手段を活用して情報提供に努める。

さらに、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業に対して適切に応えていくこととする。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに、地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発制度に準じて取り扱う。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建物、水路等－貸付け等
- ② 法人の森林、学校林等－分収造林契約等
- ③ ボランティア活動、森林環境教育の場－協定等
- ④ ダム、公園、道路、水道施設、電気事業施設等の公共用・公益事業施設、地域産業の振興－貸付け、売払い等
- ⑤ レクリエーション利用－使用許可等

(3) その他必要な事項

国有林野の活用については、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地方公共団体との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組む。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当する区域なし。

6 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「安定供給システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

また、公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、間伐等の森林整備、林道等の開設・改良並びに作業路網その他の施設の設置等を国有林野事業と一体的に実施する。その際、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

(3) その他必要な事項

特になし。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林づくりに関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う、国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

当計画区においては、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」及び「多様な活動の森」を設定している。

今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていくこととする。

① ふれあいの森

「ふれあいの森」は、森林づくり活動に参加したいボランティア団体などへ、森林づくり活動や森林と親しむ活動などのフィールドとして国有林野を提供するものである。

当計画区では、自主的な森林整備活動を行う場として4か所設定しており、各団体が活動を行っていることから、引き続き活動の場として提供するとともに各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
椽平さくらの里	72.57	18 つ～み
五頭みんなの森	8.94	117 イ1、イ2
中ノ沢溪谷・天然スギの森	21.78	204 く1、く2、イ 206 い～は2、に2、ち3、ち5、 ち6、ぬ1、ぬ2、イ
瀬波 夕日の森	77.47	1236 い1～の

② 社会貢献の森

「社会貢献の森」は、地球温暖化防止など地球環境保全への関心が高まっている中、企業などの社会貢献活動の一環として森林の保全・整備に取り組みたいという要請に応えるため、森林整備活動のフィールドとして国有林野を提供するものである。

当計画区では、さけの森林づくり推進協議会が、三面川流域を「さけの森林」として後世に引き継ぐことを目的に森林整備等の活動を行っていることから、引き続き活動の場として提供するとともに、各種情報の提供を行うなど、これら活動の支援を行うこととする。

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
さけの森林	33.49	1035 い～は 1、は 4～わ 2、 そ～イ 3

③ 多様な活動の森

「多様な活動の森」は、森林パトロール、歩道の草刈り、美化活動などの森林の保全活動を行いたいという民間団体などの要請に応えるため、森林保全活動を行う場として国有林野を提供するものである。

当計画区では、五泉市が菅名岳周辺を「菅名岳郷土の森」として、ブナ等の原生的な天然生林を守り育む意識を醸成するため、森林ボランティアや森林環境教育等に取り組んでいることから、引き続き活動の場として提供するとともに各種情報の提供を行うなど、これら活動の支援を行うこととする。

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
菅名岳郷土の森	214.46	286 ち 1～り 2 287 う 1～ま 288 む～う 2

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進する。

また、森林整備を通じて社会貢献活動を行おうとする企業等に、国有林野をフィールドとして提供し、企業等の費用負担で森林の造成・育成を行っていただく「法人の森林」の仕組みを活用し、そうした企業等を支援する。

(3) その他必要な事項

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進する。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組を推進する。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図る。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

近年、エリートツリー等の育種育苗技術、リモートセンシング、遠隔操作・自動操作機械 I C T（情報通信技術）など、新たな技術の開発が著しく進展している。森林・林業・木材産業の分野においても、これらの技術を積極的に活用することとし、林業技術の開発、指導普及について、以下の取組を進める。

① 林業技術の開発

林業技術の開発については、「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署等に設定している各種試験地等における技術開発に取り組む。

また、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進する。

特に、特定苗木や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や I C T等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林での定着に資するよう取り組む。

さらに、事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の民有林への普及・定着を図る取組を推進する。

加えて、技術交流の一環として、民有林の森林総合監理士等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組む。

② 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて民有林関係者等への普及を図り、林業経営の効率化に貢献する。

また、自らが事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、高性能林業機械を用いた伐採や地ごしらえ、コンテナ苗を活用した植付け等の作業を一連の工程で行う「一貫作業システム」による低コスト造林など、先駆的な技術や手法について、現地検討会等の開催により民有林関係者等への普及を図る。

さらに、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問合せに応じる。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。

森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は、重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の課題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興に寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の推進への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

特になし。